

新年のご挨拶



長崎医療センター 沖 茂彦

新年明けましておめでとうございます。本年もどうぞよろしくお願ひ申し上げます。

昨年は我々にとって歴史的な転換点が刻まれた年であり、3つの大きな出来事に遭遇しました。

一つ目は国立病院機構が発足して初めて経常収支が赤字に転落し、楠岡理事長の「国立病院機構の再興に向けて」というメッセージとともに機器購入の見送り、病院建替えの延期などの厳しい措置が取られたことです。各施設においても一層の経営努力が必要となり、機器の更新などには苦勞されたことと思われませんが、今年は平成31年度単年度黒字化に向けて正念場の2年目に突入します。入院から在宅へ向かう地域医療構想の中で、自施設が担う診療機能を支えつつ、新たな検査サービスを模索し提供しなければ、現状の体制維持が難しくなってくると思われま

す。二つ目は働き方改革の推進です。これまで日本社会に蔓延していたやり方、皆が同じ方向を向き、同じ方法を一律的に適用し、時間の量を増やすことによって成果に繋げるというマジメント方式の転換を求められました。理由は少子高齢化の進展により生産年齢人口の減少が経済成長率や貯蓄率の低下、社会保障費の増大が懸念される人口オーナス期の日本においても経済発展可能なルールへの変更しなければ日本社会が持たないからです。そのためには女性や高齢者の活躍により労働力を補充し、労働投入を生産性の向上で成長率を維持する工夫を構築し、育児・介護・障害等の障壁を撤廃し多様性を受け入れる労働体系に導かなければなりません。これまで残業や転勤でふるい落として忠誠心を高めていたやり方も過去の悪習として改め、多様性に対応した個を生かすマネジメントにより価値を創造していかないと持続的成長ができないからです。国臨協も男女構成比はこれからはますます女性優位になってきますので、働きやすい環境を提供する一方で、高いレベルの仕事を与えることで女性のキャリア意識を高めるとともに、仕事のやりがい、達成感、成長感に繋げ、キャリア形成をしてもらわなければなりません。女性に活躍してもらわなければ、これからの臨床検査室を維持することはできません。

三つ目は「臨床検査技師等に関する法律及び医療法の一部を改正する法律」の成立とがんゲノム

医療中核拠点病院等の指定要件に関する一連の流れです。これらは大きな変革が実現した点で、臨床検査技師にとっては今世紀最大の追い風、いわゆる神風が吹いたと言っても過言ではありません。ゲノム情報を用いた医療等の実用化推進タスクフォースでの遺伝子関連検査の品質・精度の確保の検討の中で、遺伝子・オミックス検査に関する適用法令や品質・精度に関する日本国内の現状を諸外国と比べてみた結果、これらの要件が明確に定められていなかったことが発端となり、臨床検査にまで波及したことが、まさに神風の核心でした。さらに世界的な標準化に伴う精度認証の波や臨床検査技師の国政進出も相乗効果を上げ、著しい追い風となって法改正に繋がりました。さらにゲノム医療中核拠点病院等の指定要件に関して、サブワーキンググループの資料では、「もっぱら病理組織標本作製に携わり、その領域で高い専門性を認知された常勤の臨床検査技師を1名以上配置すること。」という案が示され、臨床検査技師の業務の専門性をさらに拡大させる方法に進みつつあり、とても喜ばしいことです。しかし、指定要件に示されたとしても我々に求められる技術水準がゲノム医療を担うレベルでなければなりませんので、これからが正念場です。

昨年各県研修会では、「臨床検査技師等に関する法律及び医療法の一部を改正する法律」の成立により、法令に明記されている1) 構造設備、2) 管理組織、3) 精度の確保の方法、4) その他の事項の中で、どのようなものが求められてくるか、厚生労働科学特別研究事業の「臨床検査における品質・精度の確保に関する研究」、ブランチラボ・登録衛生検査所に求められている基準、「検体検査の精度管理等に関する検討会」の情報から導き出して、標準作業書等の準備を進める必要があることを説明してきました。今年の7月頃に公布、12月頃に施行される予定となっておりますので、厚労省のHPに掲載される「検体検査の精度管理等に関する検討会」の報告書の内容を判断し、早めの準備を進めていただきたいと思います。

本年は1月27日に開催される国立病院九州医療技術学会で国臨協活動の幕を開けます。是非、多数の皆様の参加をお願い申し上げ、新年のご挨拶とさせていただきます。